

小規模特別養護老人ホームつかたに 利用料金表

(単位：円) 令和8年8月1日現在

要介護度	所得 段階	施設サービス費			各種 加算	居住費					食費					1日合計			30日合計		
		1割負担	2割負担	3割負担												1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
1	1	682	1,364	2,046	(a)	880					300					1,862	2,544	3,226	55,860	76,320	96,780
	2						880					390				1,952	2,634	3,316	58,560	79,020	99,480
	3－①							1,370				680				2,732	3,414	4,096	81,960	102,420	122,880
	3－②							1,470				1,420				3,572	4,254	4,936	107,160	127,620	148,080
	4								2,370					1,800	4,852	5,534	6,216	145,560	166,020	186,480	
2	1	753	1,506	2,259		880					300					1,933	2,686	3,439	57,990	80,580	103,170
	2						880					390				2,023	2,776	3,529	60,690	83,280	105,870
	3－①							1,370				680				2,803	3,556	4,309	84,090	106,680	129,270
	3－②							1,470				1,420				3,643	4,396	5,149	109,290	131,880	154,470
	4								2,370					1,800	4,923	5,676	6,429	147,690	170,280	192,870	
3	1	828	1,656	2,484		880					300					2,008	2,836	3,664	60,240	85,080	109,920
	2						880					390				2,098	2,926	3,754	62,940	87,780	112,620
	3－①							1,370				680				2,878	3,706	4,534	86,340	111,180	136,020
	3－②							1,470				1,420				3,718	4,546	5,374	111,540	136,380	161,220
	4								2,370					1,800	4,998	5,826	6,654	149,940	174,780	199,620	
4	1	901	1,802	2,703		880					300					2,081	2,982	3,883	62,430	89,460	116,490
	2						880					390				2,171	3,072	3,973	65,130	92,160	119,190
	3－①							1,370				680				2,951	3,852	4,753	88,530	115,560	142,590
	3－②							1,470				1,420				3,791	4,692	5,593	113,730	140,760	167,790
	4								2,370					1,800	5,071	5,972	6,873	152,130	179,160	206,190	
5	1	971	1,942	2,913		880					300					2,151	3,122	4,093	64,530	93,660	122,790
	2						880					390				2,241	3,212	4,183	67,230	96,360	125,490
	3－①							1,370				680				3,021	3,992	4,963	90,630	119,760	148,890
	3－②							1,470				1,420				3,861	4,832	5,803	115,830	144,960	174,090
	4								2,370					1,800	5,141	6,112	7,083	154,230	183,360	212,490	

各種加算 (a)	※ 各種加算料金は施設の体制、利用者の状態等により算定内容が異なりますので、月によって料金が異なる場合がございます。(単位：円)			
	1割負担	2割負担	3割負担	内容
初期加算	30	60	90	入所日から30日に限り加算されます。
安全対策体制加算	20/回	40/回	60/回	安全対策担当者が施設における安全対策についての専門知識等を外部の研修で身につけ、施設の事故防止検討委員会等で共有を行った場合に加算されます。(新規入居者の方 1 回限り)
精神科医療養指導加算	5	10	15	認知症である利用者が全利用者の3分の1以上を占める施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月2回以上行われている場合に加算されます。
栄養マネジメント強化加算	11	22	33	常勤の管理栄養士を1名以上配置し、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して作成した栄養ケア計画を作成している場合。又、計画等の情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けて利用者の状態に応じた継続的な栄養管理の実施に当たって、必要な情報を活用している場合に加算されます。
看護体制加算 (Ⅰ)	12	24	36	常勤看護師を1名以上配置していると加算されます。
看護体制加算 (Ⅱ)	23	46	69	看護職員を2名以上配置していること。看護職員との24時間連絡できる体制を確保した場合加算されます。
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	3	6	9	利用者のうち、認知症日常生活自立度Ⅲ以上に被認定者の割合が全体の50%以上を占め、かつ、介護従事者のうち認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者が20人未満の場合は1名以上配置し、20以上の場合は10人またはその端数を増すごとに1名以上を配置している場合、かつ、職員間で認知症ケアに関する技術的指導会議等を定期的の実施している場合など
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	4	8	12	(Ⅰ)の内容に加え、認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、介護・看護職員ごとの研修計画を作成・実施するなど専門的な認知症ケアを実施した場合に加算されます。
日常生活継続支援加算 (Ⅱ)	46	92	138	新規利用者の総数のうち、要介護4～5の被認定者の割合が全体の70%以上を占める場合または認知症日常生活自立度Ⅲ以上に被認定者の割合が65%以上を占める場合で、かつ、介護従業者のうち介護福祉士を利用者の数が6人またはその端数を増すごとに1人以上配置している場合に加算されます。
褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ)	3/月	6/月	9/月	利用者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて少なくとも3月に1回評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用する。評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた利用者等ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他の職種が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成すると加算されます。
褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ)	13/月	26/月	39/月	(Ⅰ)の内容に加え、施設入所時又は利用開始時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた利用者について、褥瘡が発生していない場合に加算されます。
口腔衛生管理加算 (Ⅰ)	90/月	180/月	270/月	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が利用者に口腔ケアを月2回以上行い、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言・指導を行った場合に加算されます。
口腔衛生管理加算 (Ⅱ)	110/月	220/月	330/月	(Ⅰ)の内容に加え、利用者の口腔衛生等の管理に係わる情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けて利用者の状態に応じた口腔衛生等の管理の実施の為に必要な情報を活用した場合に加算されます。

各種加算 (a)	※ 各種加算料金は施設の体制、利用者の状態等により算定内容が異なりますので、月によって料金が異なる場合がございます。(単位：円)			
	1割負担	2割負担	3割負担	内容
排せつ支援加算(Ⅰ)	10/月	20/月	30/月	排せつ支援の質の向上を図るため、利用者ごとに要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価を行う。又、少なくとも6月に1回評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排泄支援の実施に当たって当該情報等を活用する。評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる利用者は、医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成する。当該支援計画に基づく支援を継続して実施し、少なくとも3月に1回支援計画の見直しを行っている場合に加算されます。
排せつ支援加算(Ⅱ)	15/月	30/月	45/月	(Ⅰ)の内容に加え、施設入所時等の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる利用者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、又は、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合に加算されます。
排せつ支援加算(Ⅲ)	20/月	40/月	60/月	(Ⅰ)の内容に加え、施設入所時等の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる利用者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合に加算されます。
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40/月	80/月	120/月	入居者のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出し、必要に応じて施設サービス計画の見直しを行った場合に加算されます。
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50/月	100/月	150/月	(Ⅰ)の内容に加え、入居者ごとの疾病の状況等の情報を、厚生労働省に提出し、必要に応じて施設サービス計画の見直しや、その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する場合に加算されます。
自立支援促進加算	300/月	600/月	900/月	医師が入所者ごとに、施設入所時に自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うこと。(少なくとも6月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加している。)又、医学的評価の結果、特に自立支援のために対応が必要であるとされた利用者は、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員等が共同して自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること。又、計画等の情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けて利用者の状態に応じた継続的な支援の実施に当たって、必要な情報を活用している場合に加算されます。
ADL維持等加算(Ⅰ)	30/月	60/月	90/月	評価対象の全利用者について、利用開始月と該当月の翌月から起算して6か月目においてバーセルインデックス(B I)を適切に評価できる職員(一定の研修を受けた者)がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出する場合加算されます。又評価対象者のADL利得の平均値が1以上であった場合加算されます。
ADL維持等加算(Ⅱ)	60/月	120/月	150/月	(Ⅰ)の内容に加え、評価対象者のADL利得の平均値が2以上であった場合加算されます。
療養食加算	6/回	12/回	18/回	医師の指示により療養食を提供した場合に加算されます。
再入所時栄養連携加算	200/回	400/回	600/回	利用者が医療機関に入院し、施設入居時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合に加算されます。
若年性認知症入所者受入加算	120	240	360	初老期(65歳未満)の若年性認知症の利用者に対し個別の担当者を定め、施設サービスを提供した場合に加算されます。
看取り介護加算(Ⅰ)	亡くなられた日：1,280円/日　　亡くなられた前日と前々日：680円/日　　亡くなられた日以前4～30日まで：144円/日 亡くなられた日以前31～45日まで：72円/日			

各種加算 (a)	※ 各種加算料金は施設の体制、利用者の状態等により算定内容が異なりますので、月によって料金が異なる場合がございます。(単位：円)				
	1割負担	2割負担	3割負担	内容	
退所時等相談援助加算	内容により料金が変わります			施設から在宅に戻られる際、施設側が在宅復帰の相談援助をした場合に加算されます。	
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	10/月	20/月	30/月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に質する方策を検討する為、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている場合加算されます。	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)口	介護保険給付の合計額に17.6%を加算			この加算は、介護職員の給与の改善にあてられます。	